

浜松市環境配慮指針の対象事業

事業区分	事業内容	事業規模
(1) 交通基盤整備事業	道路の建設	【自動車専用道の新設・改築】 すべて 【一般国道、県道、市道等の新設・改築】 4車線以上かつ長さ5km以上 ※改築の場合は、改築後の車線・延長 【林道・林業専用道の新設】 長さ500m以上
	鉄道の建設	長さ5km以上
(2) 河川・港湾整備事業	河川の整備	整備延長500m以上
	用排水路の整備	
	海岸の整備	
	ダムの建設	貯水面積が2,000㎡以上のダム・堰の新築
	放水路の建設	改変面積が2,000㎡以上の放水路の設置
	埋立・干拓	2,000㎡以上の公有水面の埋立・干拓
	マリーナの建設	すべての事業
(3) 農用地整備事業	農用地の造成	2,000㎡以上の農用地の造成
(4) 面整備事業	土地区画整理	以下の施行区域面積に該当する事業 ●市街化区域又は都市計画区域外の場合 2,000㎡以上 ●市街化調整区域の場合 5,000㎡以上
	住宅地の整備	
	商業・業務施設の建設	
	工場・事業場の建設	
	レクリエーション施設の建設	
	面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成	
(5) 公園整備事業	公園の建設	
(6) 上下水道施設整備事業	上水道浄水施設の建設	
	下水道終末処理施設の建設	
(7) 廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理施設の建設	すべての事業
	し尿処理施設の建設	
	最終処分場の建設	
	産業廃棄物中間処理施設の建設	
(8) 土砂採取・残土処理事業	土の採取等	施行区域面積が2,000㎡以上の事業
	残土の処理	
(9) 発電事業	火力発電所（バイオマス発電、廃棄物発電を含む）の建設	以下の施行区域面積に該当する事業 ●市街化区域又は都市計画区域外の場合 2,000㎡以上 ●市街化調整区域の場合 5,000㎡以上
	水力発電所の建設	
	風力発電所の建設	

※ 「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。